

「PFI推進委員会中間報告 PFIのさらなる展開に向けて（平成16年6月3日
民間資金等活用事業推進委員会）」に関する取組状況について

「3 PFIの重点課題とその対応」関係

頁	PFIの重点課題とその対応	現在までの内閣府等の取組状況
11	<p>PFIを効果的に活用し、あるべきPFIの展開を促進するために、政府が対応すべき当面の重点課題を明らかにするとともに、各々の課題について、PFI法改正に向けた積極的な検討、ガイドラインの充実、調査・検討の実施、データベースの充実、現行法令の解釈の明確化等とその普及、公共施設等の管理者等の適切な対応の促進等、政府が当面構ずべき措置を明らかにする。</p> <p>政府は、具体的に掲げたこれらの措置を講ずるにとどまらず、今後も、PFI事業の実施状況（民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和等も含む。）について引き続き検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる必要がある。</p>	<p>18年8月29日 第12回総合部会へ報告「公共施設等の管理者等へのアンケート結果（18年3月実施）」</p>
12	<p>（1）官民間の適切な責任・リスク分担の実現（略）</p> <p>1）運營業務の比重が大きい複雑な事業（略）</p> <p>政府は、運營業務の比重が大きい複雑な事業の展開状況を見据えつつ、これら事業におけるリスク分担等事業契約及び直接契約上の基本的な論点、特に、融資金融機関等によるステップイン手続きについて新たに調査・検討を行うべきである。その上で、基本的な論点（リスク分担、事業契約、直接協定など）について、ガイドラインを充実する必要がある。</p>	<p>18年8月29日 第12回総合部会へ報告「PFI事業における金融に関する調査」について」</p>
13	<p>（1）官民間の適切な責任・リスク分担の実現（略）</p> <p>3）PFI事業として整備する公共施設等と合築される民間収益施設の譲渡（略）</p> <p>そこで、内閣府をはじめとした政府は、適正な手続きの担保など国公有財産の管理の観点等も踏まえつつ、行政財産である土地の貸付けを、公共施設等の管理者等が適切と認める者（以下「特定認定者」という。）に対しても認め、民間収益施設を選定事業者以外の者に譲渡することが可能となるようPFI法を改正することについて、積極的に検討すべきである。</p>	<p>17年8月15日 PFI法改正法成立・施行 公共施設等と民間施設との合築建物の場合（第11条の2関係） （改正内容）合築建物に係る行政財産である土地を、PFI事業者から民間施設部分を譲渡された第三者にも貸付け可能（再譲渡の場合も同様）。 合築以外の形態による民間施設の併設の場合（第11条の3関係） （改正内容）特定施設の設置事業でPFI事業の実施に資するものについては、行政財産を、PFI事業者及びPFI事業者から特定施設の譲渡等を受けた第三者に貸付け可能（再譲渡の場合も同様）。</p>
14	<p>（略）</p> <p>また、これに関連して、政府は、PFI事業として整備される公共施設等と民間収益施設とを合築する場合の実務上の論点について、調査・検討を行う必要がある。</p>	
	<p>（2）事業者選定手続きにおける公平性・透明性と経済性の確保</p>	

頁	PFIの重点課題とその対応	現在までの内閣府等の取組状況
17	<p>(略)</p> <p>4) 事業者選定の在り方の検討</p> <p>政府においては、PFI事業にかかる民間事業者の選定及び協定締結手続きの実態調査と必要な措置についての検討が行われるとともに、PFI法附則第三条[1]に基づき、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、公共施設等の管理者等にとって最も望ましい事業運営を行う事業者選定のあり方について継続的に検討を加えられる必要がある。</p>	<p>18年11月10日 「PFIにおける今後の入札契約制度の在り方に関する調査」について」公表</p> <p>18年11月22日 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ 「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」</p>
18	<p>(3) VFM評価の客観性・信頼性の向上</p> <p>(略)</p> <p>3) 割引率の設定</p> <p>(略)</p> <p>また、政府においては、漸次、VFM評価の客観性及び信頼性を高めていくため、PSC、割引率等の考え方についての研究とその考え方に基づく実務的な算定のあり方について、ガイドラインの改定も視野に入れ、引き続き理論的かつ実証的な検討を行う必要がある。</p>	<p>18年3月22日 「VFMガイドラインに関するフォローアップ調査」について」公表</p> <p>19年6月 「VFM (Value For Money) に関するガイドラインの一部改定及びその解説」公表予定</p>
19	<p>(4) いわゆる「イコールフットイング」論</p> <p>1) 税制上の措置</p> <p>(略)</p> <p>一方、平成15年12月の与党税制改正大綱においては、「第四 検討事項」として、「民間の資金や人材、技術等を効率的に用い、公共事業に代わって公的インフラの整備・有効活用を促進するとともに、財政負担の縮減を図り、かつ景気対策にも資するPFI事業に関しては、各税の性質に応じて、税負担の公平性の確保等に留意しつつ、事業の形態、進展等を踏まえ、税制上の必要な措置のあり方について検討を進める。」ことが決定されており、政府は、引き続きPFIに係る税制上の必要な措置のあり方について検討する必要がある。</p> <p>民間事業者等から要望のあったPFI事業における大規模修繕引当金に関する要望については、平成8年の政府税調法人課税小委員会報告において、一般的に、「引当金は、具体的に債務が確定していない費用又は損失の見積もりであり、常にその見積もりが適正なものであるかどうかの問題となる等の観点から、廃止を含め抜本的な見直しを行うことが適当である」とされていること、また、選定事業者における税負担については、公共施設等の管理者等からのサービス対価の支払額を、各年度平準化せず必要に応じ増減すること、大規模修繕相当額等について事業契約上明示すること等により対応可能であること等の指摘を踏まえれば、引き続き多様な対応方法について検討する必要がある。</p>	<p>17年度税制改正 地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく不動産取得税、固定資産税及び都市計画税について特例措置（5年限り：21年度末取得分まで）</p>
20	<p>(4) いわゆる「イコールフットイング」論</p> <p>2) 国庫補助金の交付</p> <p>(略)</p> <p>政府は、引き続き、講じられている措置や検討の状況のフォローアップを行うとともに、イコールフットイングの実現に向け、必要な措置のさらなる拡充を目指す必要がある。</p>	<p>16年6月 「地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」公表 (平成14年度 平成16年度 BT0: 70% 90%、BOT: 14% 69%)</p>

頁	PFIの重点課題とその対応	現在までの内閣府等の取組状況
21	<p>(5) 官民間の取引コストの縮減 (略)</p> <p>このため、政府は、以下の措置を講じるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共部門が円滑にPFIの導入を図るために必要な「PFI導入検討段階からPFI事業の終了までの手続き」等についての新たな調査・検討（PFI法に基づく実施方針公表以前の導入可能性調査の実施からはじまる公共部門の実務手順等の検討、要求水準の規定や手続きスケジュールの設定等実務上のノウハウの調査・検討） ・ PFIに関するデータベースの充実（事業の実施状況を含め事例集の定期的な作成・公表、実務上のノウハウ等にかかる問答集の作成・公表、内閣府PFI推進室のホームページの充実） <p>加えて、公共部門のPFI実務経験者やPFIに関する研究会は、自律的に組織化され、その知識と経験を発信・交流することが望まれる。</p> <p>また、官民の実務担当者にとって、事業手続きの円滑化とリスクの特定と定量化を図る観点から、現行法令の明確な解釈の情報は不可欠である。このため、政府は、地方自治法における指定管理者制度の運用について助言し普及を図り、また、公物管理法、PFI事業の実施にかかる土地利用規制制度等PFI事業に適用される関連法令の解釈を必要に応じ明確化し、その普及を図る必要がある。</p> <p>さらに、今般、地方公共団体、民間事業者等より政府に寄せられた主なご意見、ご要望として別表に掲げた事項については、政府が事実関係等を確認した上で、必要に応じて検討内容等を公表すべきである。</p>	<p>17年6月27日 「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」公表</p> <p>18年12月26日 「PFIアニュアルレポート（平成17年度）」公表</p> <p>「PFI導入段階・契約段階・供用開始段階における助言・指導等に関する事業」実施（18年10月23日～19年3月23日、全国8ヶ所でセミナー実施）</p> <p>17年度 法改正セミナー（18年1月19日～3月13日、全国8ヶ所でセミナー実施） 18年7月24日～25日 第1回日韓定期PFI推進会議</p>